

議員派遣について

令和6年3月22日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）第160条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 東海市議会議長会定期総会

- (1) 派遣の目的 東海市議会議長会定期総会に出席することにより、共通する課題等についての情報や意見の交換を行うため
- (2) 派遣の場所 岐阜県岐阜市
- (3) 派遣の期間 令和6年4月18日（木）～4月19日（金）
- (4) 派遣する議員 副議長 竹村 圭史

2 北信越市議会議長会定期総会

- (1) 派遣の目的 北信越市議会議長会定期総会に出席することにより、共通する課題等についての情報や意見の交換を行うため
- (2) 派遣の場所 福井県福井市
- (3) 派遣の期間 令和6年4月23日（火）～4月24日（水）
- (4) 派遣する議員 副議長 竹村 圭史

3 伊那谷三市議会連絡協議会

- (1) 派遣の目的 三市が協力して伊那谷の興隆を図るよう、三市に共通する課題等についての情報や意見の交換を行うため
- (2) 派遣の場所 長野県駒ヶ根市
- (3) 派遣の期間 令和6年5月17日（金）
- (4) 派遣する議員 副議長 竹村 圭史